



~安心して食品が選べるように~

東京都生産情報提供食品事業者登録制度 安全で美味しい島根の県産品認証制度と協定締結！

東京都は、食の安心の確保のため、食品の生産情報を記録し、消費者等からの要望に応じて情報を公開する食品事業者を登録し、登録マークを表示するなどして、消費者に食品選択の目安を提供する「生産情報提供食品事業者登録制度」（以下、「登録制度」という。）を実施しています。

このたび、東京都と島根県は、「登録制度」と「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（以下、「美味しまね認証制度」という。）双方の普及を図るため、登録手続きに関する協定を締結することとしましたのでお知らせします。

協定締結のメリット・効果

①「美味しまね認証制度」の認証取得者が、「登録制度」に登録する際の手続きが一部省略・簡素化されるため、島根県の食品事業者からの登録申請拡大が見込まれます。

②島根県にとっても、双方の認証を得ることにより、都内での美味しまね認証製品の消費拡大効果が見込めます。

上記のメリットにより、都民の方により多くの生産情報をお届けできるようになること、制度の認知度向上につながることを期待できます。

1 協定内容

「美味しまね認証制度」の認証取得者は、都の登録制度に登録する場合の手続きについて、一部省略・簡素化が可能となります。

2 制度の概要（別紙1、2）

3 協定締結式

- (1) 日時 平成23年9月2日（金） 午前10時00分より
- (2) 場所 島根県庁 3階 301会議室
- (3) 出席者 東京都産業労働局安全安心・地産地消推進担当部長
島根県農林水産部長 ほか

【問合せ先】

産業労働局農林水産部食料安全課 平野・関野
(直通電話) 03-5320-4838 (内線) 37-320

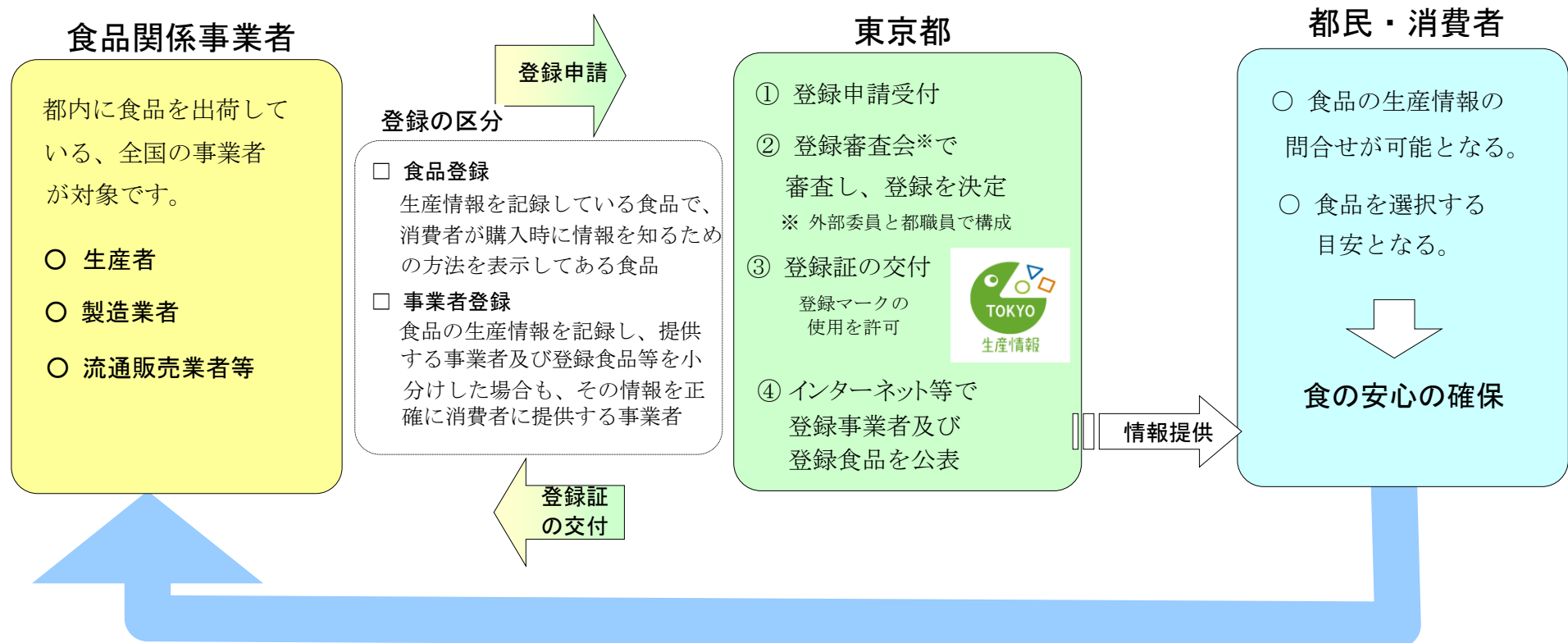
「東京都生産情報提供食品事業者登録制度」と「安全で美味しい島根の県産品認証制度」について

名称	東京都生産情報提供食品事業者登録制度	安全で美味しい島根の県産品認証制度
マーク		
事業開始	平成16年度	平成21年度
登録事業者・認証取得者数	4,966事業者・430品目 (平成23年7月末現在)	89事業者・44品目 (平成23年7月末現在)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産・製造・流通の情報(生産情報)を記録、提供する事業者と食品を東京都が登録します。 ○ 登録した事業者が生産・製造・流通の情報を公開します。 ○ 都のホームページで、登録事業者とその食品を紹介しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産段階における安全性及び品質確保の工程管理を島根県が認証します。 ○ 認証された産地や組織内で PDCA サイクル(計画、実行、点検、改善対策)を実行します。 ○ 専用ホームページに認証産品を掲載するほか、県が販売先の確保等をサポートします。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内で販売される食品の生産者・製造業者・流通販売業者(都外の事業者も含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島根県内で農林水産物を生産する個人、法人又は組織
対象食品	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内で販売される食品 	島根県内で生産される以下の品目 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物(米、青果物、茶) ○ 畜産物(鶏卵、肥育牛) ○ 林産物(キノコ) ○ 水産物(イワガキ)
登録・認証の基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都の定めた生産情報の記録、提供 ○ 問い合わせ先等、生産情報を知るための表示 ○ 消費者対応窓口等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産段階の安全性及び品質確保のための管理方法(県の基準に適合)の構築
事業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係法令等の遵守 ○ 実地調査等への協力 ○ 登録食品である旨の表示または登録マークの表示 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者への制度の周知、生産履歴の情報提供 ○ 監査や残留農薬検査等への協力 ○ 食品の事故等への対応
登録・認証手続き	<ol style="list-style-type: none"> ① 書類による申請(書類審査) ② 登録審査会(年3回)にて審査 	<ol style="list-style-type: none"> ① 書類による申請(書類審査) ② 現地審査 ③ 審査委員会(年4回程度)にて審査
履行状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 確認調査(随時) ○ 実地調査(登録期間中に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 定期監査(年1回)
登録・認証の有効期間は3年間 ※		

※「安全で美味しい島根の県産品認証制度」については、H25年度より登録・認証の有効期間は4年間

生産情報提供食品事業者登録制度のしくみ

別紙2



生産情報の問合せ（食品への表示、店頭表示、ホームページ、電話・FAXで確認）

参考：他制度との協定締結実績

- | | |
|------------------------|----------|
| ○全農安心システム（JA全農） | 平成16年10月 |
| ○いばらきネットカタログ（茨城県農協中央会） | 平成17年4月 |
| ○しずおか農水産物認証制度（静岡県） | 平成19年1月 |